

移行について

【現行公益法人の新制度への移行について】

- (1) 現行公益法人の移行に当たっての基本的考え方 …………… 1
- (2) 新たな非営利法人（仮称）への移行方法 …………… 3
- (3) 新たな非営利法人以外の法人類型への移行等 …………… 7
- (4) 移行に当たっての財産等の取扱い …………… 9

(1) 現行公益法人の移行に当たっての基本的考え方

現行公益法人の新制度における法人への移行に当たっては、閣議決定基本方針を踏まえ、公益法人が現に公益活動を継続的に行っており、多くの受益者が存在することにも配慮しつつ、公平かつ合理的な基準及び手続により、一定の移行期間を設けた上で、円滑に移行が行われることを基本とすべきではないか。

【留意点】

- ・ 移行に関し、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年6月 27 日閣議決定）においては、次のとおり記述されている。

「現行の公益法人から制度改革後の非営利法人への移行については、公益法人が現に公益活動を営んでいることに配慮しつつ公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行措置の在り方について検討する。」

- ・ 一般に、新たな法令を制定する場合、新たな秩序への円滑な移行のため、従来の秩序をある程度容認する、新たな秩序の設定に暫定的な特例を設ける等の経過的な措置が定められることが多い。

- ・ 今般の改革は、現行約 2 万 6 千の公益法人(理事約 41 万人、職員約 57 万人、年間支出約 19 兆円) の設立根拠を抜本的に改めるもの。これらの法人が民間公益活動の主要な担い手として活動を行ってきており、現に多くの受益者が存在すること、新制度施行による無用な混乱やコストを避ける必要等にかんがみ、新制度への円滑な移行のための経過措置(「組織変更」や「みなし」等の法令上の手当等) 及び適切な移行期間を設けることは必要ではないか。
- ・ 現行公益法人の中には、その設立時において法人格を取得する手段が民法第 34 条によることに限られていたために公益法人として活動を行っているものが存在するとの指摘もあることに留意。
- ・ 移行措置の検討に当たっては、新制度の具体化(公益性の判断が取り消された場合の財産の取扱い等) との関係にも留意。

「組織変更」について

- ・ 法人が、解散及び新規設立の手続を行わずに、法人としての人格の同一性を維持しながら、定款変更等によってその組織を変更し、従来とは性格及び法律上の根拠を異にする別種の法人となることをいう。
- ・ 法律により組織変更の制度を設けることにより、解散・清算手続や新設手続を要せず、簡易・迅速・低コストで、法人格を転換することが可能となる。
- ・ 組織変更には、恒常的な制度として設けられる場合と、法人格の廃止・新設等に伴う移行のための時限的措置として設けられる場合がある。
- ・ 現行法制では、組織としての類似性を有する法人間において転換を円滑に行えるようにする特段の社会的要請や政策的必要性があるといった限定的な場合に組織変更が認められている(株式会社・有限会社間、合名会社・合資会社間、相互会社・株式会社間や事業協同組合から株式会社等) 。

(2) 新たな非営利法人(仮称)への移行方法

現行公益法人から新たな非営利法人(公益性を有する非営利法人又は一般の非営利法人)への移行に当たって、その具体的な移行方法(基準、手続、期間等)をどのように考えるべきか。

【留意点】

- ・ 現行公益法人から新たな非営利法人(公益性を有する非営利法人及びそれ以外の非営利法人(以下「一般の非営利法人」という。))をいう。以下同じ。)への移行については、どのような方法で、どのような基準・手続に基づき、どのような時期・期間に、どのような実施体制で行うことが適当か。

法人格等の移行方法について

(公益法人から一般の非営利法人への移行措置)

- ・ 概念的には、現行公益法人は、一旦新たな非営利法人としての法人格を取得した上で公益性の判断を受けることとなる。また、何らかの事情により公益性を有すると判断されなかった場合においても、法人として存続していくことが想定される。上記(1)の基本的な考え方から、現行公益法人から一般の非営利法人への移行については、財産等の取扱いに関する一定の条件(後掲(4)参照)の下、組織変更できることとする等の円滑な移行措置を設けることが適当ではないか。

(公益法人から公益性を有する非営利法人への移行措置)

- ・ さらに、公益性があるとして主務官庁から設立許可を受け、現行法令の規定及び主務官庁の指導監督を遵守し、適正に事業運営を行っている法人の実績について、どのように評価すべきか。事業運営への支障や社会的コスト等にかんがみ、一般の非営利法人としての存続期間を経ずに、直接的に、公益法人から公益性を有する非営利法人へと転換できるような簡易な手続を検討すべきではないか。

中間法人から新制度への移行

現行中間法人から新たな非営利法人への移行について、非営利法人WGにおいては、以下の各案が検討されたところ。

【有限責任中間法人 新たな非営利法人】

(A案) 施行日において非営利法人と「みなす」。

(B案) 所定の期間内に「組織変更」して非営利法人となることができる(所定期間内に組織変更を行わなかった場合の取扱いについては、解散、存続の両論あり。)

【無限責任中間法人 新たな非営利法人】

(ア) 新たな非営利法人に無限責任タイプを設けない場合

・ 所定の期間内に「組織変更」して非営利法人となることができる。

(イ) 新たな非営利法人に無限責任タイプを設ける場合

・ 有限責任中間法人の取扱いに準じて検討。

基準・手続について

(公益性の判定の基準・手続)

・ 現行公益法人から公益性を有する非営利法人への移行の際には、新制度における「公益性」の判断要件への適合状況(適合しているか、適合していると同等に評価しうるか等)について、何らかの「判定」が必要ではないか。

・ 公益性に関する判定は、どのようなタイミングで行うべきか。

(ア) 現行公益法人は、所定の期間内に公益性の判定を受けた上で、公益性を有する非営利法人に転換するものとするか、

(イ) 現行公益法人は、新制度施行時に、すべて(あるいは、きわめて限定的な例外を除き)一旦公益性を有する非営利法人とみなすこととし、その上で、新制度における公益性の確保状況について、何らかの事後的なチェックや確認を受けるべきこととするか。

(イ)の場合、看板の掛け替えに過ぎず安易である、事後的なチェックがどの程度実効的になされるか等といった指摘がありうる。

- ・ 判定の基準については、
(ア) 新制度における公益性要件を、基本的に適用すべきか、
(イ) 新制度における公益性要件を踏まえつつ、移行の円滑かつ効率的な実施の観点から、別途の基準等を検討すべきか。

新たな公益性要件に照らし公益性を有する非営利法人としてふさわしくないと考えられるケースとしては、共益的性格が強い、営利競合的性格が強い、休眠状態にある、法令や監督上の命令等に違反している等のケースが想定されるが、このようなケースを、客観的、公平に、かつ、なるべく簡易に識別 評価するための基準は、いかにあるべきか。

(その他の手続について)

- ・ 上記の公益性判断に係る基準・手続のほか、法人の事業継続に支障を来たすなど法人に不測の不利益を与えることとならないよう、また、移行に係る手続が法人に過度な負担とならないよう、手続面でどのような配慮が必要か。

時期・期間について

(新法成立から施行日までの間)

- ・ 下位法令の整備、新制度の法人等への周知、新制度に適應した会計基準の整備・周知、法人における新制度対応のための検討・諸準備(組織・業務の見直し等含め)や社員総会等の機関意思決定、新たな判断主体の設置準備等を踏まえると、新法の成立から施行日までの間は、少なくとも1年以上は必要ではないか。

(施行日から移行の経過期間満了までの間)

- ・ 現行約2万6千に及ぶ公益法人の新制度への円滑な移行(法人側の組織・業務の見直しや行政側の対応能力も含め)のためには、新法の施行後、十分な移行期間が必要ではないか。また、判定が円滑、迅速、効率的に行われるよう、申請・判定に係る事務の平準化、簡素化等にも配慮が必要ではないか。

一方で、移行期間中は、新旧の両制度が並立(旧主務官庁制と新判断主体制も並立)し制度的に不安定であること等にかんがみると、

移行期間は必要以上に長期にわたるべきではないと考えられる。

これらを踏まえ、施行日から移行の経過期間満了までの間は、どの程度が適当と考えられるか。

現行公益法人の新制度への移行措置の実施体制について

- ・ 判定等は、基本的に、新たな判断主体が行うこととすべきか、新たな判断主体と現行主務官庁で連携して行うこととすべきか。

その際、移行に関する手続が法人にとって過度な負担とならないよう、また、判定主体への過度の業務の集中が移行の円滑な実施に支障を来さないよう、主務官庁の保有する情報等も活用する仕組み等が考えられるか。

- ・ なお、現行制度から新制度への移行を円滑、計画的に実施していくためには、法律の施行前から、法人の実態等の把握、判定に係る基準の検討等の準備作業を進めていくことが必要ではないか。

(3) 新たな非営利法人以外の法人類型への移行等

現行公益法人からの移行に当たっては、公益性を有する非営利法人や一般の非営利法人のほか、他の様々な法人への移行等が想定しうるが、これらの取扱いについて、どのように考えるべきか。

【留意点】

- ・ 現行公益法人は、上記(2)により新たな非営利法人に移行することが基本となるが、新たな非営利法人への移行を希望しない法人の取扱いをどのように考えるか。

営利法人への移行について、どう考えるか。

現行法制下においても、解散・事業譲渡等の方法により営利法人への転換が進められているところ。現行公益法人について、営利法人類似の事業を行うものがあるとの指摘にかんがみ、そのような法人について、更に積極的に営利法人への転換を促進すべきか。

営利法人への転換を一層促進するため、組織変更制度を設けることの是非についてどう考えるか。公益法人と株式会社等では組織としての「類似性」が低いこと、社会的要請や法人法体系全体との整合性も踏まえれば、慎重な検討が必要ではないか。

特定非営利活動法人や特別法に基づく「公益的な法人(社会福祉法人、学校法人等)への移行について、どう考えるか。

法律による組織変更制度は、事業譲渡等の事実上の組織変更を行う場合に比べ、簡易・迅速・低コストに実行できるようにするもの。そのような特段の法律上の措置を講ずべき積極的な理由や社会的要請について、どう考えるか。

現行公益法人のうち、新たな非営利法人やそれ以外の法人類型に移行することを希望しない(又は、移行に係る何らの申請等も行わない)ものを、移行期間後も、旧民法第34条の規定に基づく「公益法人として存続させること」の要否、適否、その積極的な理由、存続期間等について、どう考えるか。

法人類型の廃止・新設の場合、一定の期間の満了日をもって旧法に基づく法人は

解散するものとする立法例あり。今般の制度改革の趣旨や円滑な移行促進の必要性にかんがみると、旧民法第34条に基づく公益法人が恒久的に存続しうることとするのは適当ではないのではないか。

また、現行公益法人において、新制度施行を契機に、合併、分割など様々な対応が検討されることが想定されるが、これらについて、どう考えるか。

現行公益法人制度においては、中間法人のように合併の制度が認められていない（新たな非営利法人制度においては、合併の規定を設ける方向で検討中。）。合併の制度を設けた場合、清算手続を要することなく、旧法人の債権債務を合併法人に包括的に承継できるようになる。公益法人から新制度への円滑な移行のための特例として、合併等が円滑に行えるような措置を講ずることについて、どう考えるか。

(4) 移行に当たっての財産等の取扱い

現行公益法人が移行する際、公益法人として保有された財産や権利義務関係の円滑な承継、取扱いについて、どのように考えるか。

【留意点】

- ・ 現行公益法人から公益性を有する非営利法人に移行する場合は、基本的に、所有財産、債権債務関係、雇用関係その他の権利義務関係を包括的に承継させることとしてよいか。
- ・ 現行公益法人から一般の非営利法人に移行する場合には、公益法人として蓄積された財産が構成員間で分配されうる状況になることは適当ではないとの観点から、何らかの措置を講ずるべきかどうか。

中間法人法案の策定の際、公益法人から中間法人への組織変更による移行措置を設ける方向での検討がなされていたところ、公益法人において公益目的で蓄積された財産を中間法人に承継することの是非が問題となったことにも留意。

- ・ 新制度下において公益性を有する非営利法人が公益性を失った際の財産の取扱いを、基本に考えることでよいかどうか。

新制度下における取扱いについては、主に以下のような考え方が示されたところ。

- (ア) 一般の非営利法人への組織変更後も、引き続き、非営利法人の解散時まで、残余財産の帰属者に係る制約を課す。
- (イ) 一般の非営利法人への組織変更を行う際に、何らかの方法により、「公益目的に使用されるべき財産」を区分し、当該財産については、その処分を公益目的に限ることとする規律を課す。

現行公益法人には、互助共済的な性格のものなど様々な性格のものがあること、また、寄附等の取扱いにつき明確なルールがなかったこと等にかんがみると、実務上「公益目的に使用されるべき財産」の特定は、更に困難の度合いが高いと考えられる。

移行時に「公益目的に使用されるべき財産」を公益目的のために処分する

よう強制することも考えられるが、法人の事業活動の継続に支障が生じるおそれがある点に留意すべき。

- ・ 仮に、前掲（３）により新たな非営利法人以外の法人への組織変更による移行等を認める場合には、財産等の承継について、どのように考えるべきか。